



Title	目で見るWHO 第69号 巻末資料等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2019, 69, p. 34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86585
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事 中村安秀

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

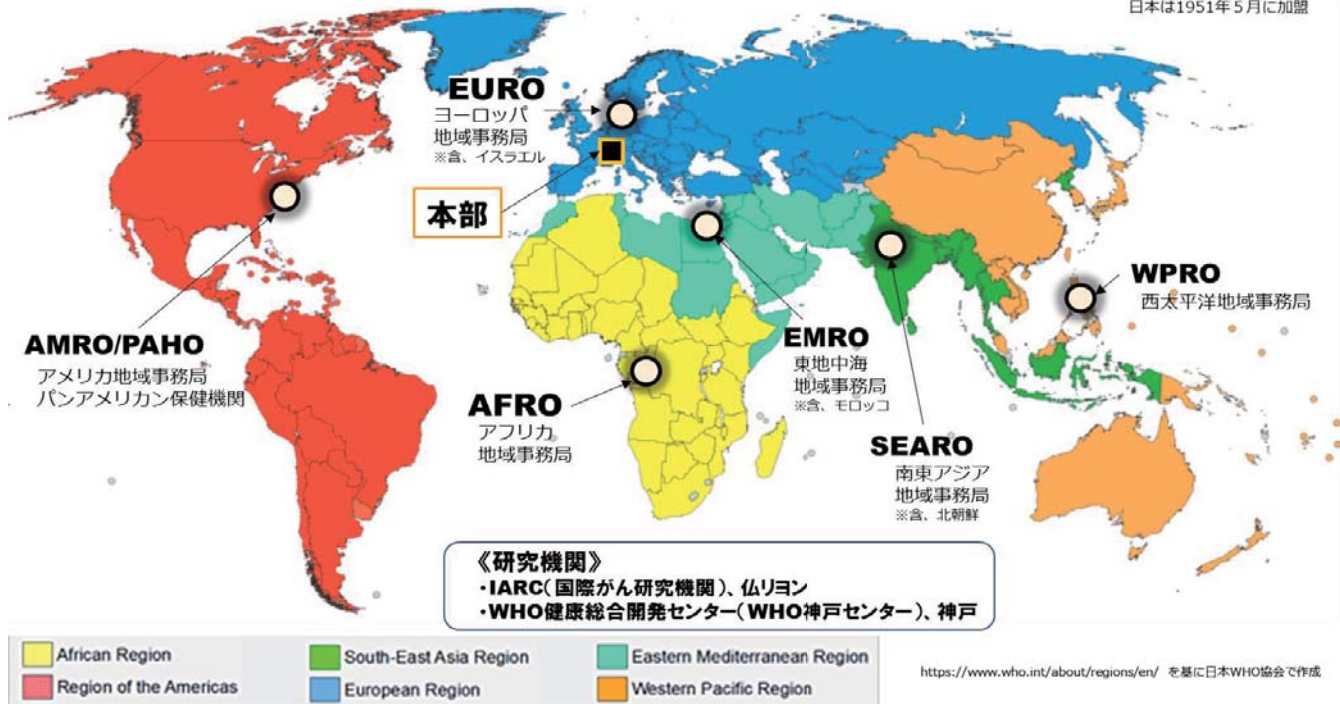
各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

WHOの地域事務所と管轄エリア

(2018年4月現在194か国・地域と2準加盟地域)

日本は1951年5月に加盟



南北アメリカ地域

アメリカ合衆国
アルゼンチン
アルバ
アンティグア・バーブーダ
イギリス領ヴァージン諸島
ウルグアイ
エクアドル
アルサルバドル
オランダ領アンティル
カナダ
ガイアナ
キューバ
キュラソー
グアテマラ
グアドループ
グレナダ
ケイマン諸島
コスタリカ
コロンビア
セント・マーテン
ジャマイカ
スリナム
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント・グレナディーン
諸島
セントルシア
タークス・カイコス諸島
トリニダード・トバゴ
ドミニカ
ドミニカ共和国
ニカラグア
ハイチ
バハマ
バミューダ
バルバドス
パナマ
パラグアイ
フランス領ギアナ
ブラジル
プエルトリコ
ベネズエラ・ボリバル共和国
ペルー
ペルー
ホンジュラス

ボリビア
マルティニーク
メキシコ
モントセラト

ヨーロッパ地域

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン
アルバニア
アルメニア
アンドラ
イスラエル
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
エストニア
オーストリア
オランダ
カザフスタン
キプロス
キルギスタン
ギリシャ
グレートブリテンおよび
北部アイルランド連合王国
サンマリノ
ジョージア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
タジキスタン
チェコ共和国
デンマーク
トルクメニスタン
トルコ
ドイツ
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー

ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド
ポルトガル
マルタ
モナコ
モルドバ共和国
モンテネグロ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルグ
ロシア連邦
北マケドニア

アフリカ地域

アルジェリア
アンゴラ
ウガンダ
エスワティニ
エチオピア
エリトリア
カーボベルデ
カメルーン
ガーナ
ガボン
ガンビア
ギニア
ギニアビサウ
ケニア
コートジボワール
コモロ
コンゴ
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジンバブエ
セシエル
セネガル
タンザニア共和国
チャド
トーゴ
ナイジェリア
ナミビア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ

ペナン
ボツワナ
マダガスカル
マラウイ
マリ
モーリシャス
モーリタニア
モザンビーク
リベリア
ルアンダ
レソト
赤道ギニア
中央アフリカ共和国
南アフリカ
南スーダン

東地中海地域

アフガニスタン
アラブ首長国連邦
イエメン
イラク
イランイスラム共和国
エジプト
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
シリアアラブ共和国
ジブチ
スーダン
ソマリア
チュニジア
バーレーン
パキスタン
パレスチナ占領地
モロッコ
ヨルダン
リビア
レバノン

東南アジア地域

インド
インドネシア
スリランカ
タイ
ネパール

バングラデシュ
ブータン
ミャンマー
モルディブ
朝鮮民主主義人民共和国

西太平洋地域

アメリカ領サモア(米)
ウォリス・フツナ(仏)
オーストラリア
カンボジア
キリバス
クック諸島
グアム(米)
サモア
シンガポール
ソロモン諸島
ツバル
トカラ(ニュージーランド)
トンガ
ナウル
ニウエ
ニューカレドニア(仏)
ニュージーランド
バヌアツ
バヌアニューギニア
パラオ
ビトケアン島(英)
フィジー
フィリピン
フランス領ポリネシア
ブルネイ・ダルサラーム
ベトナム
マーシャル諸島
マカオSAR(中)
マレーシア
ミクロネシア連邦
モンゴル
ラオス人民共和国
香港特別行政区(中)
大韓民国
中華人民共和国
日本
北マリアナ諸島連邦(米)

(公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関（WHO）の沿革

- ★1948 「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関（WHO）が発足。
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された（本部京都）。
WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1968 「目で見える WHO」発行開始
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を実施。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を実施。
- ★1996 WHO 健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）開設。
- 1998 京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
- 2000 健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を実施。
- 2006 事務局を京都より大阪市に移転。セミナー事業を開始。
- 2007 財団法人エイズ予防財団（JFAP）のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 2009 「目で見える WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを実施。
- 2010 WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を実施。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
WHO インターンシップ支援助成を開始。
- 2012 公益社団法人に移行
世界禁煙デーにあたって WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
- 2013 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD）公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
- 2019 グローバルヘルス研究会「関西グローバルヘルスの集い」開始

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長 理事長	中野種一郎(1965-73)	副会長 副理事長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
	平沢 興(1974-75)		野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
	中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-)

グローバルな視野から健康を考え、
国の内外で人々の健康増進につながる諸活動と
WHO 憲章精神の普及活動を展開しています。
私たちの活動に賛同し、
継続のご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円

目で見える WHO

2019 夏号 No.69
2019年 7月 1日 発行
定価 1000円（税別）

発行者
中村安秀

編集委員
安田直史（編集長） 小笠原理恵 尾崎史歩
木村暁 佐伯壮一朗 白野倫徳 戸田登美子
柳澤沙也子 山田絵里 吉川健太郎 渡部雄一

発行所
公益社団法人 日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

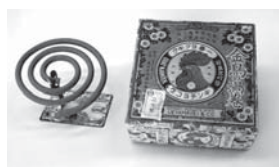
印刷
株式会社因州屋
TEL・06-4306-6641

WHO への人的貢献を推進しよう

広告

医療法人 黒川梅田診療所 院長 黒川 彰夫 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-3-1-300 大阪駅前第1ビル 3F TEL 06-6341-5222 FAX 06-6341-5227	株式会社 プロアシスト 代表取締役社長 生駒 京子 〒540-0031 大阪府中央区北浜東 4-33 北浜ネクスビル 28F TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261
日本ポリグル株式会社 代表取締役 小田 節子 〒540-0013 大阪府中央区内本町 2-1-19 TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888	新居合同税理士事務所 代表税理士 新居 誠一郎 〒546-0002 大阪府東住吉区杭全 1-15-18 TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090
岩本法律事務所 弁護士 岩本 洋子 弁護士 藤田 温香 〒541-0041 大阪府中央区北浜 2-1-19-901 サンメノン北浜ラヴィッサ 901 TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106	塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功 〒541-0045 大阪府中央区道修町 3 丁目 1 番 8 号 電話 06-6202-2161 FAX 06-6229-9596 URL: http://www.shionogi.co.jp/
〒192-0916 東京都八王子市みなみ野 3-1-8 医療法人社団 児心会 のま小児科 理事長 野間清司 TEL 042-632-7327 FAX 042-632-7326	

化学遺産に認定されました 【日本化学会 認定化学遺産 第041号 『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』】



初期の渦巻型蚊取り線香

金鳥の渦巻



日本で初めての
エアゾール殺虫剤

キンチョール

日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の
上山英一郎と除虫菊との出会いから
始まり、有用な化学製品である世界
初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤
の製品化、ならびに除虫菊に含まれる
有効成分・ピレトリン類に関わる
化学的研究を礎として現在に至って
おります。



WHO インターンシップ支援助成のご案内

- 趣 旨** WHO への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインターンとして登用された個人に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。
- 応 募 資 格** WHO の本部、西太平洋地域事務所、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターンとして登用が決定した者
- 応 募 方 法** WHO でのインターン採用決定内容と助成支援を必要とする理由（他の支援制度適用の状況等）を付して協会事務局へ申請してください。申請書必要記載事項は、下記当協会のホームページでご確認ください。
https://www.japan-who.or.jp/m_recruit/book5620.pdf
- 助成対象者の義務** 助成対象者には、インターン終了後、WHO での経験を協会機関誌「目で見ると WHO」に掲載する記事として報告して頂きます。助成金使途についての報告明示義務はありませんが、何らかの事情によりインターンを中止、中断した場合には直ちにその旨をご連絡頂き、個別事情により助成金をご返還頂く場合があります。

株式会社ブリックス

医療分野に特化した通訳・翻訳サービスを通して
医療従事者・医療機関の皆様を言葉の面からお手伝いしております。

スキル

- 高度医療通訳…一般通訳検定医療1級相当
インフォームドコンセント、問診・診察など医療知識を伴う
比較的高度な医療通訳が対応可能
- 簡易医療通訳…一般通訳検定医療2級相当
予約・問い合わせ、会計、書類関連などの一般的な医療通訳や119番、
110番など、救急通報時の通訳も対応可能

特徴

- 24時間365日、いつでも利用可能
 - 夜間・休日でも安心の通訳体制
 - 救急搬送時の通訳経験が豊富
 - モニタリングによる通訳レベルの標準化
 - 院内研修の実施
 - 社内研修制度の充実
 - 弊社対応サービス(電話通訳/映像通訳/通訳者派遣)
- 一般通訳検定・医療通訳技能認定試験(専門/基礎)資格所有者在中

利用実績

東京都/愛知県/沖縄県/京都市/横浜市/大阪市/神戸市/
さいたま市/聖路加国際病院/がん研有明病院/
他 自治体/国立病院/私立病院ご利用可能施設2,000施設以上



株式会社ブリックス

TEL:03-5366-6018 / FAX:03-5366-6002

Mail: bricks_inquiry@bricks-corp.com

<https://www.bricks-corp.com/>

東京都新宿区新宿4-3-17 FORECAST 新宿 SOUTH 4F





SARAYA

病院で手の消毒100%プロジェクト

東アフリカでの院内感染をなくすために。
SARAYAは、アルコール手指消毒剤の普及を進めています。

出産時、産後の手指消毒の徹底

開発途上国では十分な設備がないまま出産するケースが未だ多くみられ、
新生児死亡率や乳児死亡率が高い国がたくさんあります。
そのためSARAYA East Africaでは出産時、産後の手指消毒の徹底を推進しています。



WHO(世界保健機関)は
医療従事者の手指衛生を徹底し院内感染予防を目指す
「**Clean Care is Safer Care**」キャンペーンを
途上国、先進国問わず世界中の医療現場で推進しています。

SARAYA サラヤ株式会社
大阪市東住吉区湯里 2-2-8
☎ 0120-40-3636 <http://www.saraya.com/>

SARAYA East Africa
Address: P.O. Box 23740, Kampala, Uganda Tel: +256-(0)312-72-72-92
Email: info@saraya-eastafrica.com Web Site (Eng): <http://worldwide.saraya.com/>



公益社団法人
日本WHO協会
WHO Association of Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL・06-6944-1110 FAX・06-6944-1136
URL・<https://www.japan-who.or.jp/>

